

3 帰宅困難者の受入対策の推進

勸告	説明図表番号
<p>中央防災会議は、首都直下地震では東京都市圏で約 640 万人から約 800 万人、南海トラフ地震では中京都市圏で約 100 万人から約 110 万人及び京阪神都市圏で約 220 万人から約 270 万人の帰宅困難者が発生すると想定している。また、地方公共団体においても、札幌市で 12 万 9,000 人、広島市で約 7 万 8,000 人等、各地域で大規模な地震等が発生した場合の帰宅困難者数を想定している例がみられる。</p> <p>このように、大規模な地震等による災害が発生した場合、大都市圏では、多数の帰宅困難者の発生が予想されるため、官庁施設においても、地域の一員としての共助の取組の観点から、非常時優先業務及び管理事務の実施に支障のない範囲内で、帰宅困難者を受け入れる場合が想定される。</p> <p>今回、調査対象機関において、帰宅困難者の受入対策の実施状況等を調査した結果は、次のとおりである。</p>	<p>表 3-①</p> <p>表 3-②</p>
<p>(1) 帰宅困難者の対応方針の策定</p> <p>災害が発生した場合、国の庁舎に来庁していた者が帰宅困難となるおそれがある（当該帰宅困難者を以下「来庁者の帰宅困難者」という。）。また、買物客、観光客等で帰宅困難となった者（以下「庁舎外帰宅困難者」という。）が、国の庁舎に来訪することも想定される。</p> <p>調査対象機関の中には、来庁者の帰宅困難者の対応方針について、業務継続計画等において、庁舎内に受け入れる、周辺の受入施設を案内するなど定めている例がみられた。また、合同庁舎の管理官署又は単独庁舎の官署（以下総称して「管理官署」という。）である 13 府省計 119 機関の中には、来庁者の帰宅困難者と同様に、庁舎外帰宅困難者の対応方針を業務継続計画等に定めている例がみられた。</p> <p>一方、当省の調査時点において、業務継続計画が策定されていないなどのため、来庁者の帰宅困難者又は庁舎外帰宅困難者の対応方針が業務継続計画等において明確に定められていない例（6 府省計 39 機関）がみられた。</p>	<p>表 3-(1)-① ～④</p> <p>表 3-(1)-⑤ 表 3-(1)-⑥</p>
<p>(2) 帰宅困難者の受入体制の整備</p> <p>ア 帰宅困難者の受入場所等の設定</p> <p>「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」では、各府省等は、非常時優先業務及び管理事務の継続に支障のない範囲内で、庁舎内の一時滞在施設において帰宅困難者を受け入れ、業務継続計画において、受入可能な帰宅困難者の人数、受け入れる一時滞在施設、当該施設の運営方法等を定めるものとされている。</p> <p>また、「中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第 2 次）」等において、帰宅困難者の受入に係る対応マニュアル等を作成しておく旨が定められている。</p> <p>調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者（来庁者の帰宅困難者又は庁舎外帰</p>	<p>表 3-(2)-ア -①</p> <p>表 3-(2)-ア -②、③</p>

<p>宅困難者。以下同じ。)を受け入れることとしている 12 府省計 69 機関の中には、業務継続計画や帰宅困難者の対応マニュアル等において具体的な受入場所、受入可能人数、受入場所の運営方法等を定めている例がみられた。</p>	<p>表 3-(2)-ア -④~⑥</p>
<p>一方、帰宅困難者を受け入れることとしているが、業務継続計画等において、①受入場所が明確に定められていない例(5 府省計 32 機関)、②受入可能人数が明確に定められていない例(7 府省計 49 機関)、③受入場所の運営方法等が定められていない例(7 府省計 26 機関)がみられた。</p>	<p>表 3-(2)-ア -⑦</p>
<p>イ 地方公共団体との連携</p>	
<p>「中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針(第2次)」では、庁舎管理を行う府省においては、帰宅困難者の受入れに関し、地方公共団体との連携体制等について、あらかじめ定めておくこととされている。</p>	<p>表 3-(2)-ア -②(再掲)</p>
<p>調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている 12 府省計 69 機関の中には、帰宅困難者の受入れに関し、地方公共団体と協定を締結している例及び対応マニュアルにおいて受入場所開設時の地方公共団体への連絡内容等を定めている例がみられた。</p>	<p>表 3-(2)-イ -①、②</p>
<p>一方、庁舎外帰宅困難者を受け入れることとしないなどとして、所在する地方公共団体との連携が行われていない例(9 府省計 52 機関)がみられた。</p>	<p>表 3-(2)-イ -③</p>
<p>なお、これらの中には、地方公共団体との協定締結を検討している例(1 府省計 1 機関)がみられた。</p>	
<p>他方、地方公共団体からは、①国の庁舎等において帰宅困難者の受入れが可能な場合は、一時滞在施設としての協力を依頼したい、②国の庁舎等において、どの程度受入可能なかを把握していないので、来庁者の帰宅困難者だけ受入可能な場合を含め、受入可能人数等についてあらかじめ情報を共有したい等の意見がみられた。</p>	<p>表 3-(2)-イ -④</p>
<p>ウ 帰宅困難者の受入れに必要な物資の備蓄</p>	
<p>「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告」(平成 24 年 9 月 10 日首都直下地震帰宅困難者等対策協議会)(注)では、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の管理者は、帰宅困難者の受入れに必要な食料、飲料水等の備蓄に努めるとされている。また、企業等(官公庁を含む)は、職員用に備蓄を行う場合、共助の観点から、外部の帰宅困難者のために職員の 10%程度の量を余分に備蓄することも検討することとされている。</p>	<p>表 3-(2)-ウ -①</p>
<p>(注) 内閣府及び東京都は、東日本大震災の際に首都圏で多数の帰宅困難者が発生したことを踏まえ、平成 23 年 9 月に首都直下地震帰宅困難者等対策協議会(構成員は、内閣府、総務省、国土交通省、首都圏の地方公共団体、関係団体等)を設置。</p>	
<p>調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている 12 府省計 69 機関の中には、帰宅困難者の受入れに必要な物資(食料、飲料水、簡易トイレ及び毛布。以下「帰宅困難者分の物資」という。)について、業務継続計画等</p>	<p>表 3-(2)-ウ -②~④</p>

<p>において備蓄の目標量を定めている例や、調達計画を策定し、計画的に備蓄している例がみられた。</p> <p>一方、帰宅困難者分の物資について、</p> <p>① 受入可能人数が明確に定められていない、業務継続計画等において備蓄する旨が定められていないなどのため、備蓄の目標量が定められていない例（食料：4府省計19機関、飲料水：4府省計19機関、簡易トイレ：4府省計23機関、毛布：4府省計36機関）がみられた。また、これらの中には、備蓄が全く行われていない例（食料：4府省計18機関、飲料水：4府省計18機関、簡易トイレ：4府省計20機関、毛布：4府省計22機関）がみられた。</p> <p>② 備蓄の目標量を定めているが、予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないなどのため、当省の調査時点において、目標量を満たす時期が未定となっている例（食料：4府省計6機関、飲料水：3府省計6機関、簡易トイレ：4府省計7機関、毛布：4府省計5機関）がみられた。</p>	<p>表 3－(2)－ウ －⑤</p> <p>表 3－(2)－ウ －⑥</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、災害時における帰宅困難者の発生による混乱等の防止を図り、帰宅困難者の受入対策を推進する観点から、非常時優先業務及び管理事務の実施に支障のない範囲内で、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 業務継続計画等において、帰宅困難者の対応方針を明確に定めること。（公正取引委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省）</p> <p>② 帰宅困難者を受け入れることとしている場合は、次の措置を講ずること。</p> <p>i 業務継続計画等において、受入場所、受入可能人数、受入場所の運営方法等を具体的に定めること。（宮内庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、国土交通省）</p> <p>ii 所在する地方公共団体との連携を図るため、地方公共団体の要望を踏まえ、受入れに関する協定の締結、受入場所開設時の連絡内容等の明確化、受入可能人数等の情報の共有等の措置を講ずること。（総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省）</p> <p>iii 帰宅困難者分の物資について、受入可能人数を明確に定めるなどにより、業務継続計画等において備蓄の目標量を明確に定めること。（総務省、法務省、財務省、国土交通省）</p> <p>また、業務継続計画等に定められた目標量を満たすよう、計画的に備蓄すること。（法務省、外務省、財務省、農林水産省、国土交通省、防衛省）</p>	

表 3-① 中央防災会議における帰宅困難者数の想定

○ 首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）～人的・物的被害（定量的な被害）～（平成 25 年 12 月中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ）＜抜粋＞

III ライフライン・交通施設等の被害

6. 生活への影響

6. 2 帰宅困難者

- ・ 平日の 12 時に地震が発生し、公共交通機関が全域的に停止した場合、一時的にでも外出先に滞留することになる人（自宅のあるゾーン外への外出者）は、東京都市圏で約 1,700 万人、うち東京都で約 940 万人に上ると想定される。
- ・ 地震後しばらくして混乱等が収まり、帰宅が可能となる状況になった場合において、遠距離等の理由により徒歩等の手段によっても当日中に帰宅が困難となる人（帰宅困難者）は、東京都市圏で約 640 万人～約 800 万人、うち東京都で約 380 万人～約 490 万人に上ると想定される。

○ 南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）～南海トラフ巨大地震で想定される被害～（平成 25 年 5 月中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）＜抜粋＞

3. 被害想定（第二次報告）について

(3) 定量的な被害量

1) 施設等の被害（ライフライン被害、交通施設被害等）

v) 主な推計結果

③ 生活への影響

(前略)

○ 帰宅困難者

- ・ 平日の 12 時に地震が発生し、公共交通機関が全域的に停止した場合、一時的にでも外出先に滞留することになる人（自宅のあるゾーンの外への外出者）は、中京都市圏で約 400 万人、京阪神都市圏で約 660 万人に上ると想定される。
- ・ 地震後しばらくして混乱等が収まり、帰宅が可能となる状況になった場合において、遠距離等の理由により徒歩等の手段によっても当日中に帰宅が困難となる人（帰宅困難者）は、中京都市圏で約 100 万人～約 110 万人、京阪神都市圏で約 220 万人～約 270 万人に上ると想定される。

(後略)

(注) 下線は当省が付した。

表 3-② 地方公共団体において帰宅困難者数を想定している例

○ 札幌市地域防災計画 地震災害対策編（平成 27 年 3 月修正 札幌市防災会議）＜抜粋＞

第 2 章 災害予防計画

第 10 節 被災者支援の体制づくり

第 7 帰宅困難者対策

◇ 課題及び指針

（前略）

東日本大震災を踏まえた南海トラフ巨大地震の被害想定的手法に基づく推計（平成 25 年度実施）では、最大で 12 万 9 千人の帰宅困難者の発生を想定しており、安全確保や帰宅支援のための対策が求められている。

（後略）

○ 広島市地震被害想定報告書（平成 25 年 12 月広島市）＜抜粋＞

第 I 編 本編

5 被害想定結果の概要

(3) 被害の想定

オ 生活支障

(イ) 帰宅困難者

（前略）

帰宅困難者の発生は、各想定地震とも市内の各区で震度 5 弱以上となるため帰宅困難者数は等しく、78,385 人である。交通結節点における帰宅困難者は、広島駅で最も多く、54,486 人である。

（後略）

○ 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）（平成 25 年 11 月徳島県）＜抜粋＞

③ 被害の様相

5. 生活支障等の様相

(2) 帰宅困難者

（前略）

平日の 12 時に地震が発生し、公共交通機関が広域的に停止した場合、一時的に外出先に滞留する人（自宅のあるゾーン外への外出者）は、約 4 万人～約 5 万人に上る。

（後略）

○ 地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月福岡県）＜抜粋＞

第Ⅲ編 被害想定

7. 県民の生活支障、その他の調査

7.3 帰宅困難者数の想定

7.3.4 帰宅困難者数の想定結果

(1) 帰宅困難者数の想定結果

(前略)

帰宅困難者では政令指定都市である福岡市が約9万人以上、北九州市が約6万人と大きく、次いで久留米市が約3.6万人となり、全県で約45万人にも及ぶと想定された。

滞留者では福岡市が約25万人と第二位の北九州市の約12万人、久留米市の約5万人となり、全県は帰宅困難者と同様に73万人に及ぶと想定された。

(後略)

(注) 1 下線は当省が付した。

2 中央防災会議が帰宅困難者数を想定している東京都市圏、中京都市圏及び京阪神都市圏以外の地域において、地方公共団体が帰宅困難者数を想定している例について記載した。

表 3- (1) - ① 業務継続計画等における来庁者の帰宅困難者の対応方針の規定状況

区分	機関数
規定あり	168
① 庁舎内に受け入れる	94
② 周辺の帰宅困難者受入施設や地域の避難所を案内する	66
③ 管理官署の指示に従い対応する	5
④ 検討する、入居官署間で協議する	3
規定なし	10
計	178

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本府省は平成 27 年 4 月 1 日時点、地方支分部局は 26 年 12 月 1 日時点のものである。
 3 「① 庁舎内に受け入れる」欄は、業務継続計画等において、来庁者の帰宅困難者を指定した場所等に一時的に収容する旨を規定しているものを含む。
 4 「規定なし」欄は、業務継続計画等において、来庁者の帰宅困難者の対応方針が定められていない(明記されていない)ものである。

表 3- (1) - ② 調査対象機関が入居している庁舎の概要

区分	管理官署		入居官署			計	
	合同庁舎	単独庁舎	合同庁舎	民間ビル			
機関数	119	65	54	59	55	4	178

- (注) 当省の調査結果による。

表 3- (1) - ③ 業務継続計画等における庁舎外帰宅困難者の対応方針の規定状況

区分	機関数
規定あり	90
① 庁舎内に受け入れる	31
② 周辺の帰宅困難者受入施設や地域の避難所を案内する	56
③ 検討する、入居官署間で協議する	3
規定なし	29
計	119

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 管理官署 (119 機関) における庁舎外帰宅困難者の対応方針の規定状況 (本府省は平成 27 年 4 月 1 日時点、地方支分部局は 26 年 12 月 1 日時点) を記載した。
 3 「規定なし」欄は、業務継続計画等において、庁舎外帰宅困難者の対応方針が定められていない(明記されていない)ものである。

表 3- (1) - ④ 業務継続計画等において帰宅困難者の対応方針を規定している例

○ 千葉財務事務所総合防災・国民保護マニュアル（平成 26 年 6 月改定）＜抜粋＞

第 1 編 初期対応マニュアル

2 災害等緊急事態発生時の初期対応

(10) 帰宅困難者等への対応

地震、風水害等の災害が発生した場合で、施設の安全が確認された場合には、本庁舎の来訪者及び庁舎外の帰宅困難者等に対し、下記施設を一時滞在施設として開放するものとする。

ただし、千葉財務事務所業務継続計画に支障が生じる場合には、この限りではない。

(後略)

○ 経済産業省業務継続計画（平成 26 年 8 月改定）＜抜粋＞

第 5 章 業務継続のための執務環境の確保

6. 帰宅困難者等への対応

災害が発生した場合の経済産業省の第一の役割は、継続すべき優先業務の適切な実施であることを基本としつつ、可能な限り帰宅困難者への支援を行う。大臣官房厚生企画室及び大臣官房秘書課は、帰宅困難者対応の具体的方法等について、マニュアルを適切に見直していく。

(1) 来訪者

庁舎内の来庁者については、交通機関の復旧等により帰宅が可能と判断されるまでの間、待機できる場所を庁舎内に設置し、必要に応じて防災用品の配布を行う。

(2) 外部の帰宅困難者等

外部の帰宅困難者については、災害情報の提供、周辺の帰宅困難者受け入れ施設の紹介等の可能な支援措置を講ずる。また、外部からの受入を実施する場合に備えて、500 人分のスペース・食料・用品を確保する。

○ 気象庁本庁災害対策要領（平成 26 年 7 月改定）＜抜粋＞

第 2 編 事例別対応編

第 7 章 首都直下地震発生時の気象庁本庁業務継続計画

第 1 節 総論及び本庁における業務継続計画

第 6 項 執務環境の確保

4 帰宅困難者への対応

(前略)

(来訪者、外部の帰宅困難者)

外部の帰宅困難者に対しては、東京都等からの要請を受け、又は自主的に気象庁講堂を一時滞在施設として、適宜受け入れる。総務課は、各部の協力を得て、その準備・運営を行う。

庁内各業者、来訪者に対しては、交通状況等を踏まえ、安全に移動できるようになるまで、むやみに移動しないよう勧め、必要に応じ気象庁講堂に受け入れる。

支援救護班は、必要に応じ、受け入れた帰宅困難者等に非常食糧、飲料水及び毛布等を提供するとともに、可能な限り負傷者の応急手当等を行う。

気象庁において帰宅困難者等の受け入れが困難な場合には、千代田区の指定する災害時退避場所（北の丸公園、皇居外苑等）への案内、誘導を行う。

(注) 下線は当省が付した。

表 3- (1) - ⑤ 業務継続計画等において来庁者の帰宅困難者の対応方針が定められていない例

No.	府省名	機関名	対応方針が定められていない理由等
1	公正取引委員会	東北事務所	業務継続計画を策定していない。 なお、平成 27 年 6 月に業務継続計画を策定し、対応方針を規定済み。
2	公正取引委員会	近畿中国四国事務所	業務継続計画に対応方針が明記されていない。 なお、平成 27 年 6 月に業務継続計画を改定し、対応方針を規定済み。
3	総務省	北海道管区行政評価局	業務継続計画に対応方針が明記されていない。 なお、平成 27 年 6 月に業務継続計画を改定し、対応方針を規定済み。
4	総務省	千葉行政評価事務所	業務継続計画を策定していない。 なお、平成 26 年 12 月 25 日に業務継続計画を策定し、対応方針を規定済み。
5	総務省	東京行政評価事務所	業務継続計画を策定していない。 なお、平成 27 年 3 月に業務継続計画を策定し、対応方針を規定済み。
6	総務省	新潟行政評価事務所	業務継続計画を策定していない。 なお、平成 27 年 3 月に業務継続計画を策定し、対応方針を規定済み。
7	総務省	長崎行政評価事務所	業務継続計画を策定していない。 なお、平成 27 年 3 月に業務継続計画を策定し、対応方針を規定済み。
8	厚生労働省	東海北陸厚生局	業務継続計画を策定していない。
9	厚生労働省	近畿厚生局	業務継続計画を策定していない。
10	厚生労働省	四国厚生支局	業務継続計画を策定していない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 業務継続計画等に来庁者の帰宅困難者の対応方針が定められていない（明記されていない）ものを記載した（平成 26 年 12 月 1 日時点）。

表 3- (1) - ⑥ 業務継続計画等において庁舎外帰宅困難者の対応方針が定められていない例

No.	府省名	機関名	対応方針が定められていない理由等
1	法務省	仙台入国管理局	庁舎の耐震工事が完了していないため、庁舎外帰宅困難者の受入れを想定していない。
2	財務省	徳島財務事務所	庁舎外帰宅困難者の受入れを想定していない。
3	財務省	函館税関	庁舎の立地上、庁舎外帰宅困難者の発生を想定していない。
4	財務省	門司税関	地方公共団体から庁舎外帰宅困難者の受入れに関する要請がなく、庁舎外帰宅困難者の受入れを想定していない。
5	財務省	長崎税関	地方公共団体から庁舎外帰宅困難者の受入れに関する要請がなく、庁舎外帰宅困難者の受入れを想定していない。
6	財務省	千葉税関支署	庁舎の立地上、庁舎外帰宅困難者の発生を想定していない。
7	厚生労働省	札幌東労働基準監督署	地方公共団体から庁舎外帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
8	厚生労働省	川崎南労働基準監督署	
9	厚生労働省	三条労働基準監督署	
10	厚生労働省	十日町労働基準監督署	
11	厚生労働省	福山労働基準監督署	
12	厚生労働省	広島北労働基準監督署	
13	厚生労働省	鳴門労働基準監督署	
14	厚生労働省	東かがわ労働基準監督署	
15	厚生労働省	行橋労働基準監督署	
16	厚生労働省	札幌公共職業安定所	
17	厚生労働省	横浜公共職業安定所	
18	厚生労働省	川崎公共職業安定所	
19	厚生労働省	上越公共職業安定所	
20	厚生労働省	新津公共職業安定所	
21	厚生労働省	金沢公共職業安定所	
22	厚生労働省	七尾公共職業安定所	
23	厚生労働省	加賀公共職業安定所	
24	厚生労働省	広島東公共職業安定所	
25	厚生労働省	徳島公共職業安定所	
26	厚生労働省	高松公共職業安定所	
27	厚生労働省	八幡公共職業安定所	
28	国土交通省	四国地方整備局	庁舎外帰宅困難者の受入れを想定していない。
29	国土交通省	東京第一営繕事務所	地方公共団体から庁舎外帰宅困難者の受入れに関する要請がない。 なお、平成 27 年 3 月に業務継続計画を改定し、対応方針を規定済み。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 管理官署 (119 機関) において、業務継続計画等に庁舎外帰宅困難者の対応方針が定められていない (明記されていない) ものを記載した (平成 26 年 12 月 1 日時点)。

表 3- (2) - ア - ① 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定）＜抜粋＞

第 2 章 政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

第 1 節 首都直下地震発生時における対応

8 帰宅困難者の受入れ

各府省等は、駅周辺や路上に帰宅困難者が多数発生することにより社会的な混乱が生ずることを回避するため、第 2 節 2(5)に基づき省庁業務継続計画に定めたところにより、非常時優先業務及び管理事務の継続に支障のない範囲内で、庁舎内の一時滞在施設において帰宅困難者を受け入れる。

第 2 節 政府の業務継続への備え

2 執行体制

(5) 帰宅困難者の受入れ体制

各府省等は、首都直下地震が通常の勤務時間に発生し、多数の帰宅困難者が発生する事態に備え、非常時優先業務及び管理事務の実施に支障のない範囲内で、省庁業務継続計画において、受入れ可能な帰宅困難者の人数、受け入れる一時滞在施設、当該施設の運営方法等を定めるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 3- (2) - ア - ② 中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第 2 次）（平成 24 年 5 月 29 日首都直下地震対策局長級会議申合せ）＜抜粋＞

3 災害対策本部等の執務環境の確保

④ 帰宅困難者対応

平日昼間に首都直下地震が発生した場合を想定して、職員の一斉帰宅を抑制するため、首都圏所在の対応が可能な国の官署について、全職員及び庁舎への来訪者が少なくとも 3 日間は職場にとどまることができる対策を各府省庁において本年夏までに検討し、一定の結論を得る。

また、庁舎管理を行う府省庁においては、近隣で発生する帰宅困難者等の庁舎内への受入れについて、業務継続に支障が生じないよう、その円滑な受入に向けて、受入・滞在場所や誘導體制、市区町村との連携体制等について、管理する庁舎ごとにマニュアルを作成する等、あらかじめ定めておくこととする。

(注) 下線は当省が付した。

表 3- (2) - ア - ③ 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（平成 27 年 2 月 20 日首都直下地震
帰宅困難者等対策連絡調整会議）〈抜粋〉

第 1 章 基本的な考え方

1. 背景

首都直下地震発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等については、帰宅が可能となるまでの間、待機する場所がないことが想定される。

このような 帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を可能な限り多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。また、2020 年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、国内外の観光客や外国人を想定した対策が急務である。

第 2 章 一時滞在施設の確保

1. 都県、市区町村、国及び事業者の役割分担

(3) 国

国が所有・管理する施設について、受入可能な場合は、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。

第 3 章 一時滞在施設の運営の準備（平常時）

1. 運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入に係る運営計画又はこの受入を含む防災計画をあらかじめ作成しておく。（後略）

2. 運営体制の取決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営計画又は防災計画に、運営体制に関する次の点を定めておくことが必要である。

(1) 施設内における受入場所

受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である。

また、受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。

(2) 受入定員

約 3.3 m²当たり 2 人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。

また、通路として使用する部分等については定員の算出から除外する。

(3) 運営要員の確保

（略）

(4) 関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留

者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

- (5) 帰宅困難者の受入の手順
- (6) 施設滞在者への情報提供の手順
- (7) 備蓄品の配布手順
- (8) 要配慮者への対応
- (9) セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報等について、受け入れた帰宅困難者による盗難等のトラブル防止体制の整備を行う。

(注) 下線は当省が付した。

表 3- (2) - ア-④ 帰宅困難者の受入場所等の設定状況

(単位：機関)

区分	受入場所	受入可能人数	受入場所の運営方法等
規定あり	37	20	43
① 業務継続計画	15	6	7
② その他防災関係規程	14	6	28
③ 帰宅困難者の対応マニュアル	8	8	8
規定なし	32	49	26
計	69	69	69

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている 69 機関における帰宅困難者の受入場所、受入可能人数、受入場所の運営方法等の設定状況（本府省は平成 27 年 4 月 1 日時点、地方支分部局は 26 年 12 月 1 日時点）を記載した。

3 「② その他防災関係規程」欄は、業務継続計画以外の防災マニュアル、消防計画等に規定されているものである。

4 「規定なし」欄は、業務継続計画等において定められていない(明記されていない)ものである。

表 3- (2) - ア-⑤ 業務継続計画等において帰宅困難者の受入場所等を定めている例

府省名	機関名	事例の概要
財務省	東京財務事務所	「東京財務事務所版業務継続計画（地震対応）」（平成 26 年 7 月改定）において、帰宅困難者の受入場所、受入可能人数、受入可能日数、帰宅困難者への物資の配布や情報提供等の支援内容等を規定している。
農林水産省	農林水産省本省	「農林水産省業務継続計画（首都直下地震対策）第 2 版」（平成 26 年 8 月）において、帰宅困難者の受入場所、受入可能人数、対応要員、受入れまでの手順、帰宅困難者の入退出管理、帰宅困難者への物資の配布や情報提供等の支援内容等を規定している。

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) - ア-⑥ 帰宅困難者の対応マニュアルを策定している例

府省名	機関名	事例の概要
法務省	法務省本省	「中央合同庁舎第 6 号館における帰宅困難者の受入等マニュアル」（平成 25 年 4 月）を策定し、受入場所、受入可能人数、対応要員、受入れの手順、帰宅困難者の入退出管理、救護体制、帰宅困難者への物資の配布や情報提供等の支援内容等を規定している。 なお、当該マニュアルは、中央合同庁舎第 6 号館の入居官署に配布されている。
経済産業省	経済産業省本省	「職員・来庁者等への対応マニュアル」（平成 24 年 5 月改定）を策定し、帰宅困難者の受入場所、受入可能人数、対応要員、受入れの手順、帰宅困難者の入退出管理、帰宅困難者への物資の配布手順等を規定している。

(注) 当省の調査結果による。

表3-2-ア-⑦ 業務継続計画等において帰宅困難者の受入場所等が明確に定められていない例

No.	府省名	機関名	受入場所等の設定状況			No.	府省名	機関名	受入場所等の設定状況		
			受入場所	受入可能人数	運営方法等				受入場所	受入可能人数	運営方法等
1	宮内庁	宮内庁本庁	○	○	○	26	財務省	大阪国税局	○	○	
2	総務省	総務省本省	○	○	○	27	財務省	高松国税局	○	○	
3	総務省	東海総合通信局		○		28	財務省	金沢税務署	○	○	
4	法務省	仙台法務局	○	○	○	29	財務省	七尾税務署		○	
5	法務省	名古屋法務局		○		30	財務省	小松税務署	○	○	
6	法務省	千葉地方法務局	○	○	○	31	財務省	呉税務署	○	○	
7	法務省	徳島地方法務局	○	○	○	32	財務省	徳島税務署	○	○	
8	法務省	長崎地方法務局	○	○	○	33	財務省	鳴門税務署	○	○	
9	法務省	仙台入国管理局	○	○	○	34	財務省	坂出税務署	○	○	
10	外務省	外務省本省		○	○	35	財務省	長崎税務署	○	○	
11	財務省	財務省本省		○		36	厚生労働省	厚生労働省本省		○	○
12	財務省	北海道財務局	○	○	○	37	国土交通省	東北地方整備局		○	○
13	財務省	東北財務局	○	○	○	38	国土交通省	中部地方整備局		○	
14	財務省	北陸財務局	○	○	○	39	国土交通省	近畿地方整備局	○	○	○
15	財務省	近畿財務局	○	○	○	40	国土交通省	四国地方整備局			○
16	財務省	福岡財務支局	○	○	○	41	国土交通省	九州地方整備局	○	○	○
17	財務省	釧路財務事務所		○		42	国土交通省	東京第一営繕事務所	○	○	○
18	財務省	東京税関		○	○	43	国土交通省	東北運輸局	○	○	○
19	財務省	大阪税関		○	○	44	国土交通省	四国運輸局	○	○	○
20	財務省	門司税関	○	○	○	45	国土交通省	千葉運輸支局		○	
21	財務省	長崎税関		○	○	46	国土交通省	東京運輸支局		○	
22	財務省	札幌国税局	○	○		47	国土交通省	長崎運輸支局	○	○	○
23	財務省	東京国税局	○	○		48	国土交通省	気象庁本庁		○	
24	財務省	金沢国税局	○	○		49	国土交通省	第二管区海上保安本部		○	
25	財務省	名古屋国税局	○	○		50	国土交通省	第六管区海上保安本部		○	

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている69機関において、業務継続計画等に帰宅困難者の受入場所、受入可能人数、受入場所の運営方法等のいずれかが定められていない(明記されていない)例(本府省は平成27年4月1日時点、地方支分部局は26年12月1日時点)を記載した。
- 3 「受入場所等の設定状況」欄は、業務継続計画等において定められていない(明記されていない)ものに「○」を記載した(受入場所が定められていない例:32機関、受入可能人数が定められていない例:49機関、運営方法等が定められていない例:26機関)。
- 4 No.4、5、6、11、17、18、29、37、38、41、48、49、50は、帰宅困難者を受け入れることとしている。そのほかの機関は、来庁者の帰宅困難者のみを受け入れることとしている。
- 5 総務省本省(No.2)は、平成27年6月に帰宅困難者の対応マニュアルを策定し、受入場所、受入可能人数、受入場所の運営方法等を規定済みである。
- 6 東海総合通信局(No.3)は、名古屋合同庁舎第3号館防災マニュアルを改定し、帰宅困難者の受入可能人数等を規定予定である。
- 7 東京第一営繕事務所(No.42)は、平成27年3月に業務継続計画を改定し、受入場所、受入可能人数、受入場所の運営方法等を規定済みである。

表 3- (2) - イ - ① 帰宅困難者の受入に係る地方公共団体との協定を締結している例

区分		事例の概要	
府省名		財務省	国土交通省
機関名		横浜財務事務所	千葉国道事務所
庁舎名		横浜第 2 合同庁舎	単独庁舎
協定締結状況	地方公共団体名	横浜市	千葉市
	協定締結時期	平成 23 年 12 月	平成 26 年 12 月
	協定の主な内容	帰宅困難者の受入に当たっての市との役割分担、受入場所の開設基準、帰宅困難者への支援内容等	帰宅困難者の受入に当たっての市との役割分担、受入場所の開設基準、帰宅困難者への支援内容等
マニュアルの策定状況	名称	「横浜第 2 合同庁舎帰宅困難者一時滞在施設等運営標準マニュアル」(平成 26 年 11 月)	「帰宅困難者等の対応マニュアル」(平成 27 年 1 月)
	主な内容	受入場所、受入可能人数、運営要員、受入場所の開設から閉鎖までの手順、帰宅困難者への物資の配布や情報提供等の支援内容、市との連絡体制等	受入場所、受入可能人数、運営要員、受入場所の開設基準、受入の手順、帰宅困難者への物資の配布や情報提供等の支援内容、市との連絡体制等

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) - イ - ② 帰宅困難者の受入場所開設時の地方公共団体への連絡内容等を定めている例

府省名	機関名	事例の概要
内閣府	内閣府本府	帰宅困難者の受入対応マニュアルにおいて、帰宅困難者を受け入れる場合には、庁舎が所在する区の担当課に連絡する旨定めている。
文部科学省	文部科学省本省	帰宅困難者の受入対応マニュアルにおいて、地方公共団体に帰宅困難者の受入人数等を定期的に連絡すること、帰宅困難者が多い場合には周辺の一時滞在施設候補や今後の対応方法を確認すること等を定め、周辺の地方公共団体の担当課の連絡先を記載している。

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) - イ - ③ 帰宅困難者の受入れに係る地方公共団体との連携が行われていない例

No.	府省名	機関名	連携が行われていない理由等
1	総務省	総務省本省	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。 なお、平成 27 年 6 月に帰宅困難者の対応マニュアルを策定し、帰宅困難者の受入場所開設時の地方公共団体への連絡内容等を定めている。
2	総務省	東海総合通信局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の避難所等を案内することとしている。
3	法務省	仙台法務局	地方公共団体から避難所として指定されていない。
4	法務省	名古屋法務局	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
5	法務省	千葉地方法務局	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
6	法務省	長崎地方法務局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。 また、地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
7	法務省	仙台入国管理局	庁舎の耐震工事が完了していないため、庁舎外帰宅困難者の対応方針を定めていない。
8	法務省	東京入国管理局	地方公共団体から「地区内残留地区」（大規模な延焼火災の危険性が少ないため広域的な避難を要しない地区。災害時には建物内に留まることが推奨されている。）に設定されているため。
9	外務省	外務省本省	外交上の機微な情報を扱っている業務の特性上、庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
10	財務省	財務省本省	想定している庁舎外帰宅困難者数について、業務継続計画等で定めている帰宅困難者の受入場所に対応可能と考えているため。
11	財務省	北海道財務局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
12	財務省	東北財務局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
13	財務省	近畿財務局	災害時は、内閣府の現地対策本部が設置されるため、庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
14	財務省	福岡財務支局	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請があれば、検討する。
15	財務省	千葉財務事務所	地方公共団体に対し、協定締結を働きかけている。
16	財務省	東京財務事務所	庁舎の耐震基準等の安全性を踏まえ、来訪者等の限定的な受入れを想定している。
17	財務省	新潟財務事務所	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
18	財務省	東京税関	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
19	財務省	門司税関	庁舎外帰宅困難者の対応方針を定めていない。
20	財務省	長崎税関	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
21	財務省	札幌国税局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
22	財務省	東京国税局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
23	財務省	金沢国税局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
24	財務省	名古屋国税局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
25	財務省	大阪国税局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
26	財務省	高松国税局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
27	財務省	金沢税務署	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
28	財務省	小松税務署	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
29	財務省	徳島税務署	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
30	財務省	鳴門税務署	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
31	財務省	坂出税務署	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
32	財務省	長崎税務署	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
33	厚生労働省	厚生労働省本省	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。

No.	府省名	機関名	連携が行われていない理由等
34	農林水産省	農林水産省本省	政府全体として地方公共団体と協議する方が効率的であると思料。
35	農林水産省	東海農政局	地方公共団体の帰宅困難者対策に係る情報を収集し、連携、協力について検討する。
36	農林水産省	北海道森林管理局	地方公共団体の帰宅困難者対策に係る情報を収集し、連携、協力について検討する。
37	農林水産省	近畿中国森林管理局	他の国の出先機関とともに地方公共団体と協議する方が効率的であり、今後、他の国の出先機関と連携して検討していく。
38	農林水産省	香川森林管理事務所	他の国の出先機関とともに地方公共団体と協議する方が効率的であり、今後、他の国の出先機関と連携して検討していく。
39	経済産業省	経済産業省本省	庁舎外帰宅困難者は、官邸等から指示があった場合に受け入れることとしている。
40	国土交通省	国土交通省本省	地方公共団体の帰宅困難者対策に係る情報を収集し、適切な連携、協力の在り方について検討する。
41	国土交通省	東北地方整備局	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
42	国土交通省	近畿地方整備局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
43	国土交通省	四国地方整備局	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
44	国土交通省	九州地方整備局	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
45	国土交通省	東京第一営繕事務所	地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
46	国土交通省	東北運輸局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
47	国土交通省	四国運輸局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
48	国土交通省	千葉運輸支局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
49	国土交通省	東京運輸支局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
50	国土交通省	長崎運輸支局	庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。
51	国土交通省	気象庁	帰宅困難者を受け入れる旨を業務継続計画に明記し、公表している。また、地方公共団体から帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
52	防衛省	防衛省本省	災害時における業務の特性上、庁舎外帰宅困難者については、周辺の受入施設等を案内することとしている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている 69 機関において、所在する地方公共団体との連携が行われていない例（本府省は平成 27 年 4 月 1 日時点、地方支分部局は 26 年 12 月 1 日時点）を記載した。

表 3- (2) -イ-④ 国の庁舎における帰宅困難者の受入れに関する地方公共団体の主な意見

<p>○ 国の庁舎等において帰宅困難者の受入れが可能な場合は、一時滞在施設としての協力を依頼したい。</p> <p>○ 国の庁舎等においてどの程度受入可能なのかを把握していない。来庁者もその地域で発生する帰宅困難者であるので、来庁者の帰宅困難者だけ受入可能な場合を含め、受入可能人数等について、あらかじめ情報を共有したい。</p> <p>○ 帰宅困難者の退避施設の整備等の検討を進めていく予定であり、帰宅困難者の受入れが可能な国の庁舎等があれば、退避施設として指定させてほしい。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) -ウ-① 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成 24 年 9 月 10 日首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）＜抜粋＞

第 2 章 一斉帰宅の抑制

2. 企業等における施設内待機

◇ 企業等における対応

(1) 平常時

② 企業等における施設内待機のための備蓄について

ii. 備蓄量の目安

中央防災会議が定めた「首都直下地震対策大綱」において、発災後 3 日間程度を応急対策活動期としていること、また、発災時の被救助者の生存率は 4 日目以降激減することから、発災後 3 日間は救助・救出活動を優先させる必要がある。そのため、従業員等の一斉帰宅が救助・救出活動の妨げとならないよう、発災後 3 日間は企業等が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、備蓄量の目安は 3 日分とする。

ただし、以下の点について留意する必要がある。

- ・ 企業等は、震災の影響の長期化に備え、3 日分以上の備蓄についても検討していく。
- ・ 企業等は、3 日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

（後略）

第 3 章 一時滞在施設の確保

4. 一時滞在施設の運営の準備（平常時）

(3) 受入れのための環境整備

⑤ 備蓄品、非常用電源設備等の確保

施設管理者は、帰宅困難者の受入れに必要な水、食料、ブランケット、簡易トイレなどの物資の備蓄に努める。

（後略）

（注） 下線は当省が付した。

表3-2-ウ-② 帰宅困難者の受入れに必要な物資の備蓄状況

(単位：機関)

区分	備蓄物資の種類			
	食料	飲料水	簡易トイレ	毛布
① 備蓄の目標量を定めている	50	50	41	31
i) 計画的に備蓄	44	44	34	26
ii) 目標量を満たす時期が未定	6	6	7	5
② 備蓄の目標量が定められていない	19	19	23	36
i) 備蓄が全く行われていない	18	18	20	22
ii) 備蓄あり	1	1	3	14
③ その他	0	0	5	2
計	69	69	69	69

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている 69 機関における帰宅困難者分の物資の備蓄状況（本府省は平成 27 年 4 月 1 日時点、地方支分部局は 26 年 12 月 1 日時点）を記載した。

3 「① 備蓄の目標量を定めている」欄の「i) 計画的に備蓄」欄は、既に目標量を備蓄済みのもの、目標量を満たす時期が具体的に定められているものである。

4 「③ その他」欄は、備蓄の目標量を定めていないが、非常用排水槽等があるためトイレは使用可能としているもの、毛布について受入可能人数分以上を備蓄しているもの等である。

表3-2-ウ-③ 業務継続計画等において帰宅困難者分の物資の備蓄の目標量を定めている例

府省名	機関名	事例の概要
農林水産省	農林水産省本省	「農林水産省業務継続計画（首都直下地震対策）第2版」（平成 26 年 8 月）において、帰宅困難者分の食料、飲料水、簡易トイレ、毛布を 1 日分備蓄することとしているほか、受入可能人数、一人一日当たりの量（職員分と同じ）を定めている。
国土交通省	気象庁	「気象庁本庁災害対策要領」（平成 26 年 7 月改定）において、外部の帰宅困難者用として職員の 10% 程度の人数の 3 日分を備蓄すること及び一人一日当たりの量（職員分と同じ）を定めている（注 2）。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 気象庁本庁災害対策要領については、表 2-④参照。

表 3- (2) -ウ-④ 帰宅困難者分の物資について調達計画を策定している例

府省名	機関名	事例の概要
財務省	東京税関	<p>食料、飲料水、簡易トイレ及び毛布について、賞味期限等を勘案し、職員分に帰宅困難者分を加えた平成 32 年度までの調達計画（毎年度の購入数等を設定）を策定し、計画的に備蓄することとしている。</p> <p>なお、平成 26 年 12 月 1 日時点で目標量（職員数の 1 割程度の 3 日分）を備蓄済み。</p>
経済産業省	経済産業省本省	<p>食料、飲料水、簡易トイレ及び毛布について、職員分に帰宅困難者分を加えた平成 33 年度までの調達計画（毎年度の繰越数、新規購入数、廃棄数、年度末の在庫数を設定）を策定し、計画的に備蓄することとしている。</p> <p>なお、平成 26 年 12 月 1 日時点で、目標量（500 人の 3 日分）を備蓄済み。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) -ウ-⑤ 帰宅困難者分の物資の備蓄の目標量が定められていない例

No.	府省名	機関名	備蓄の目標量が定められていない品目				定められていない理由等
			食料	飲料水	簡易トイレ	毛布	
1	総務省	東海総合通信局	●	●	●	●	施設機能の被災状況を確認した上で、受入可能人数等を検討することとしていた。 なお、名古屋合同庁舎第3号館防災マニュアルを改定し、備蓄の目標量等を規定予定。
2	法務省	仙台北法務局				○	1人当たりの目標量を定めていない。
3	法務省	名古屋法務局	○	○	○	●	受入可能人数を定めていない。
4	法務省	千葉地方法務局	●	●	●	●	受入可能人数を定めていない。
5	法務省	長崎地方法務局				●	防災用品管理要領において、来庁者の帰宅困難者の食料、飲料水及び簡易トイレを備蓄する旨定めているが、毛布については定められていない。
6	法務省	仙台入国管理局	●	●	●	●	庁舎の耐震工事が完了していないため、受入可能人数を定めていない。
7	法務省	東京入国管理局				○	1人当たりの目標量を定めていない。
8	財務省	北海道財務局	●	●	●	●	受入可能人数を定めていない。
9	財務省	東北財務局	●	●	●	●	受入可能人数を定めていない。
10	財務省	北陸財務局				○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。
11	財務省	福岡財務支局				○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。
12	財務省	千葉財務事務所				○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。
13	財務省	東京財務事務所			○	○	1人1日当たりの目標量を定めていない。
14	財務省	横浜財務事務所				○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。
15	財務省	新潟財務事務所				○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。
16	財務省	横浜税関	●	●	●	●	1人1日当たりの目標量及び日数を定めていない。
17	財務省	大阪税関				○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。
18	財務省	門司税関	●	●	●	●	受入可能人数を定めていない。
19	財務省	長崎税関			●	○	非常用物品備蓄基準において、食料及び飲料水の備蓄は来庁者の帰宅困難者分を考慮する旨定めているが、簡易トイレ及び毛布については定められていない。
20	財務省	金沢税務署	●	●	●	●	非常災害時備蓄品の配備基準において、来庁者の帰宅困難者分の物資の目標量は定められていない。
21	財務省	七尾税務署	●	●	●	●	
22	財務省	小松税務署	●	●	●	●	
23	財務省	呉税務署	●	●	●	●	
24	財務省	徳島税務署	●	●	●	●	
25	財務省	鳴門税務署	●	●	●	●	
26	財務省	坂出税務署	●	●	●	●	
27	財務省	長崎税務署	●	●	●	●	

No.	府省名	機関名	備蓄の目標量が定められていない品目				定められていない理由等
			食料	飲料水	簡易トイレ	毛布	
28	国土交通省	東北地方整備局	●	●	●	●	受入可能人数を定めていない。
29	国土交通省	中部地方整備局	●	●	●	●	受入可能人数を定めていない。
30	国土交通省	近畿地方整備局	●	●	●	●	受入可能人数を定めていない。
31	国土交通省	四国地方整備局				●	業務継続計画及び高松サポート合同庁舎の非常食備蓄基準において、備蓄の目標量を定めているが、毛布については定められていない。
32	国土交通省	九州地方整備局			●	●	業務継続計画において、食料と飲料水を備蓄する旨定めているが、簡易トイレ及び毛布については、定められていない。
33	国土交通省	東京第一営繕事務所				○	1人当たりの目標量を定めていない。 なお、平成27年3月に業務継続計画を改定し、毛布の目標量を設定済み。
34	国土交通省	東北運輸局				○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。
35	国土交通省	四国運輸局			○	○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。また、簡易トイレの1人1日当たりの目標量を定めていない。
36	国土交通省	長崎運輸支局				○	業務継続計画において、食料、飲料水及び簡易トイレの備蓄は来庁者の帰宅困難者分も考慮する旨定めているが、毛布については定められていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている69機関において、帰宅困難者の受入れに必要な物資（食料、飲料水、簡易トイレ及び毛布）の備蓄の目標量が定められていない例（平成26年12月1日時点）を記載した。

3 「備蓄の目標量が定められていない品目」欄は、目標量が定められておらず、i) 備蓄が全く行われていない品目について「●」、ii) 備蓄が行われている品目について「○」を記載した。

表 3- (2) - ウ - ⑥ 帰宅困難者分の物資の備蓄について目標量を満たす時期が未定となっている例

No.	府省名	機関名	目標量を満たす時期が未定となっている品目				未定となっている理由等
			食料	飲料水	簡易トイレ	毛布	
1	法務省	徳島地方法務局	●	●	●	●	高松法務局ブロック管内防災用品配備基準に基づき、来庁者の帰宅困難者分の物資の備蓄の目標量を定めているが、具体的な調達予定時期や数量は定めていない。
2	外務省	外務省本省				●	職員分の備蓄物資を優先して調達しているため。
3	財務省	福岡財務支局	●	●	●		職員分の備蓄物資を優先して調達しているため。
4	財務省	千葉財務事務所			●		食料、飲料水の調達を優先しているため。
5	財務省	東京財務事務所	●	●			予算や保管場所等の範囲内で調達しているため。
6	財務省	横浜財務事務所			●		2人分不足しているが、今後の調達予定は未定。
7	財務省	名古屋税関		●		●	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていない。
8	農林水産省	北海道森林管理局	●	●		●	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていない。
9	農林水産省	香川森林管理事務所	●	●	●	●	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていない。
10	国土交通省	千葉運輸支局			●		食料、飲料水の調達を優先して調達しているため。
11	国土交通省	東京運輸支局			●		食料、飲料水の調達を優先して調達しているため。
12	防衛省	防衛省本省	●				職員分の備蓄物資を優先して調達しているため。

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている 69 機関において、帰宅困難者分の物資の備蓄の目標量を定めているが、目標量を満たす時期が未定となっている例(本府省は平成 27 年 4 月 1 日時点、地方支分部局は 26 年 12 月 1 日時点) を記載した。
- 3 「目標量を満たす時期が未定となっている品目」欄は、該当する品目について「●」を記載した。